

福岡県公報

平成18年 8 月 25 日
第 2 5 7 5 号

目 次

告 示 (第1613号-第1626号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河 川 課)	5

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7

告 示

福岡県告示第1613号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 8 月 25 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年 7 月 31 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人農林水産活性化研究所
 - (2) 代表者の氏名
森永 哲生
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑紫野市大字筑紫1052番地10
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、農林水産従事者に対し、特産物の活用法と特産品造りの指導に関する事業等を行い、農林水産業の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1614号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 8 月 25 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年 8 月 4 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人アリッサムの会
 - (2) 代表者の氏名

牧瀬 利夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市大字横田849番地

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、高齢者に対する介護保険法に関する事業（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護等）、身体障害者・知的障害者・障害児に対する身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法に関する事業、高齢者・障害者・病弱者を対象とする一般乗用旅客自動車運送事業を行うとともに、知的障害者に対するグループホーム（小舎制）に関する事業及び近親者（夫又は恋人等）による暴力を受けた女性に対する緊急な一時保護活動に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、高齢者に対する介護保険法に基づく事業、障害者に対する障害者自立支援法に基づく事業、高齢者・障害者・病弱者を対象とする一般乗用旅客自動車運送事業及び日常生活支援事業を行うとともに、知的障害者に対するグループホーム（小舎制）に関する事業及び近親者（夫又は恋人等）による暴力を受けた女性に対する緊急な一時保護活動に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1615号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 自立生活支援センター 夢風船

(2) 代表者の氏名

樋口 秀夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大字今井2238番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1616号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人博多の歴史と文化の寺社町ネット

(2) 代表者の氏名

志村 恭子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区御供所町6番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、多数の市民に対して、寺社の建ち並ぶ博多の町から生まれた博多の歴史と文化を啓発し、他の各種団体と協力しながら、更なる人間の叡智を深め、人々とともに文化を継承、振興し、次世代の人材を育成し、文化薫る町づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1617号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 R i g h t

(2) 代表者の氏名

岩田 美和

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区御島崎2丁目20番26号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者等が、安心して日常生活が送れるように地域生活サポートに関する事業や障害者に対する理解を深める活動を行い、障害者や高齢者の自立や生活の安全性等を確保することを目的とする。

福岡県告示第1618号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡ジョブサポート

(2) 代表者の氏名

松本 玲子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出2丁目2番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ人に対して自立と就労に関する支援事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1619号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州大学こころとそだちの相談室

(2) 代表者の氏名

増田 健太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区屋形原三丁目9番54号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して臨床心理サービスに関する事業等を行う。また、そのサービスの担い手である当該地域の臨床心理士等に対して、臨床心理学に関す

る研修事業等を行うことでその資質の向上を図る。加えて、地域に根ざした臨床心理士のあり方とその養成等についての研究事業等を行う。

福岡県告示第1620号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人知求工房アビリティ

(2) 代表者の氏名

山本 泰子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区花畑2丁目33番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自閉症児・者が地域社会で自立した生活を送るための事業を行い、より良い成長と豊かで穏やかな生活づくりに貢献するとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1621号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ビガーハウス

(2) 代表者の氏名

後藤 美恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区樋井川1丁目8番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は寮育手帳を所持する満18歳以上の知的障がい者に対して、障害者自立支援法による障がい福祉サービス事業等を行い、利用者の社会参加や就労支援、本人及び家族の相談業務に成果をあげることによって、地域・社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1622号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人人材支援センター

(2) 代表者の氏名

川村 光代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区山王一丁目2番30号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、訪問介護員の養成研修事業や紹介事業等を行い、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を目的とする。

(変更後) この法人は、福祉や介護に係わる人材の養成研修事業や紹介派遣事業及び介護保険事業等を行うことにより、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を目的とする。

福岡県告示第1623号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人紫川を守る会

(2) 代表者の氏名

吉村 元秀

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区北方1丁目3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、紫川の環境及び市民の交流に関する事業等を行い、環境保全及びまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1624号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事

業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第462号	田代 耕一郎	久留米市田主丸町地徳2018番地	苗木	田代筑産園	久留米市田主丸町地徳

福岡県告示第1625号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字馬場字石溝田424-4、426-2、426-3、字房出427-1及び427-4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字馬場315-2

金丸 晴樹

福岡県告示第1626号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県北九州土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

板櫃川水系板櫃川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

北九州市小倉北区平松町88番の2地先から

北九州市小倉北区平松町2855番地の4地先まで

4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 北九州市

所在地 北九州市小倉北区城内1の1

代表者 北九州市長 末吉 興一

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

X線マイクロアナライザー賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

㊦ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㊧ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

㊨ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㊩ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

㊪ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

㊫ (㊦)から(㊪)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

- (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年9月22日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

- (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称

X線マイクロアナライザー賃貸借契約

- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

- (3) 契約期間

平成19年2月1日から平成24年1月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部科学捜査研究所が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年10月4日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

13	08	リース・レンタル	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）
----	----	----------	------------------------------

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年8月25日（金）から平成18年10月4日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成18年9月20日（水）午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部別館201会議室

(3) 参加申込方法

平成18年9月19日(火)午後5時15分までに5の部局まで電話で申込み

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年10月4日(水)午後5時15分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部別館201会議室

(2) 日時

平成18年10月5日(木) 午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract : X-ray microanalyzer lease
- (2) Contract Period : From 1 February 2007 through 31 January 2012
- (3) Time Limit of Tender
5 : 15 PM October 4, 2006
- (4) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel. 092-641-4141 (Ext. 2243)